

石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（案）について（概要）

1 制定の趣旨

- 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条第1項においては、事業者は、建築物等の解体等の作業を行うときは、石綿等の使用の有無について事前に調査しなければならないことを規定している。
- 今般、厚生労働省における「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、当該調査（以下「事前調査」という。）について、適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならないこととする石綿則の改正を行うことを予定しており、当該者の要件を定める告示を制定する。

2 告示の内容

- 事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者について、以下に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ以下の者とする。こととする。
 - （1）建築物（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部（以下「一戸建て住宅等」という。）を除く。）…登録規程に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者
 - （2）一戸建て住宅等…（1）に掲げる者又は登録規程に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

3 根拠法令

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（仮称）による改正後の石綿則第3条第4項

4 告示日等

告示日：令和2年7月上旬（予定）
施行期日：令和5年10月1日（予定）